

裁 決 書

審査請求人

[REDACTED]

[REDACTED]

処 分 庁

[REDACTED] 所長

審査請求人が、平成24年2月12日付けで提起した生活保護法に基づく保護廃止決定処分に係る審査請求について、次のとおり裁決する。

主 文

処分庁が、平成24年1月31日付けで行った保護廃止決定処分を取り消す。

理 由

第1 審査請求の趣旨及び理由

1 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、処分庁が平成24年1月31日付けで

審査請求人(以下「請求人」という。)に対して行った生活保護法(以下「法」という。)に基づく保護廃止決定処分(以下「本件廃止決定」という。)の取り消しを求めるものと解される。

2 審査請求の理由

本件審査請求の理由の要旨は、次のとおりである。

長男がアルバイトをして収入申告が遅れた事は違法である(原文ママ)。

処分庁には収入があった事を電話で報告したにもかかわらず前担当との引きつぎ時に報告不足なのか。申告する日にちがすぎているので不正受給とみなされた。

2度目のアルバイトは現担当へ報告したが、同じく申告がおそい為不正受給と言われた事(本件廃止決定)には不当である。

第2 当庁が認定した事実及び判断

1 当庁が認定した事実

(1) 平成20年10月30日、処分庁は、請求人、長男及び次男の三人世帯として保護を開始した事。

(2) 平成23年11月22日付けで、処分庁は請求人に対して、法第27条に基づき文書による指導指示を行い(以下「本件指導指示」という。)、指導指示事由として「あなたの長男は平成22年8月28日に株式会社 [] で就労して収入を得ていたにもかかわらず、処分庁に未報告であったため。」と、また、指導指示事項として、「法第61条(届出義務)を遵守して下さい。」と記載した指導指示書([])を交付した事。

(3) 平成24年1月16日付けで、処分庁は請求人に対して、法第62条第4項の規定により「あなたは、(中略)文書による指導指示に従わない」との理由を記載した「聴聞通知書」と題する通知書()を交付し、同通知によって弁明の日時を同月17日(火)午前10時に指定したこと。

(4) 平成24年1月31日付けで、処分庁は指導・指示の不履행을理由として本件廃止決定を行い、請求人に対し、処分を行う理由として「法27条に基づく文書(平成23年11月22日付)による指導指示に従わないため。また、平成24年1月17日午前10時に法第62条第4項により弁明の機会(平成24年1月16日)を与えるも、最終的に弁明に至らなかったため。」と、処分内容として「平成24年2月1日付で法による保護を廃止とする。」と記載した通知書を交付したこと。

(5) 平成24年2月20日付けで、処分庁が審査庁に提出した弁明書(以下「弁明書」という。)には、以下の趣旨の記載があること。

ア 平成23年度課税調査において、処分庁が把握している金額と一致せず内訳不明であったため、株式会社 に対し法第29条調査を行う。

イ 平成23年9月6日、請求人の家に訪問した際に長男の就労の事実について確認したところ、長男が就労し収入を受給していたにも拘わらず、申告していなかったことを認めた。

ウ 平成23年10月17日に会社より連絡あり。内容としては処分庁が送付した法第29条調査の関連書類を紛失したため、再度親会社である株式会社 に対し法第29条調査を

行う。

エ 平成23年10月20日に株式会社 [] より回答が届く。回答により、長男が平成22年8月28日に株式会社 [] で就労し収入を得ていたことが判明する。

オ 平成23年10月24日、長男が収入を得ていたにも拘わらず、処分庁に対して報告がなかった件について、返還金協議会を開催する。事案の会議の結果、社援保発第0330001号厚生労働省社会・援護局保護課長通知の法第78条の適用ウ(ア)により法第78条に基づく費用徴収を行うものとする。

カ 法第78条に基づく費用徴収を行う。

キ 今後は収入があった際は報告するよう、法第27条の規定に基づく文書指導を行う。

ク 平成23年12月8日、請求人より電話があり、長男が今年に入って就労していたとの報告あり。どこで就労していたのか訊ねると、長男はなかなか教えてくれず、 [] 病院の近所の [] であることだけを話したとのこと。そのため、2度目の不正受給となる可能性があるため、処分庁は調査を行う旨伝える。さらに、最近長男がお小遣いや交通費をねだるようになってきたため、理由を聞くと [] の居酒屋でアルバイトをしているとのことであった。収入があった際は必ず報告するよう法第27条の規定に基づく文書指導をしており、更には高校生のアルバイト収入も届出が必要であると記載されているお知らせを年2回配布しているにも拘わらず、報告が遅いため雇用条件報告書を送付するので早急に処分庁に提出するよう指導する。

ケ 長男の雇用先が不明であるため、 [] 銀行 [] [] 他7件に対し法第29条調査を行う。

コ 調査の結果、長男の[]銀行[]の口座に株式会社[]から給与を得ていることが判明。そのため、株式会社[]に対し法第29条調査を行う。また、同通帳に平成23年12月20日付で株式会社[]から給与が振り込まれているため、雇用状況について法第29条調査を行う。

サ 2度目の不正受給が発覚したことから、法第62条第4項の規定に基づく聴聞通知を請求人に通知する。

シ 弁明の内容は以下の通りである。

長男の株式会社[]での1度目の不正受給については処分庁から株式会社[]に対し法第29条調査を行った際に、株式会社[]から請求人宅に書類が届き、請求人は長男が働いていたことに気づいたとのこと。

また、2度目の引越会社での不正受給については、請求人の家に引越会社の制服があり、これは何かと請求人が訊ねるも教えてくれず長男がこづかいを欲しいとの訴えがあったため、理由を訊ねると引越会社で就労していたとの申告があったとのこと。しかし、働いていた場所や時期については教えてくれず、請求人が思うに学校が休みである夏休み（平成23年）に行っていたのではないかと話す。また辞めた理由としてはその引越会社のアルバイトは高校生では採用することができないが、長男は年齢を詐称して働いており、それが会社にばれたため、仕事を辞めたとのこと。請求人は長男と不仲であり、家であまり話をする機会がなかったため、不正就労に気づくのが遅れたとのことであった。

それに対し処分庁としては、請求人世帯が保護を受給していることを長男や二男は知っているのか確認すると二男は中学生であるので、請求人から話したことが無いが、うすうす気づいており、長男は知っているはずであるが、収入があった際は処

分庁に届け出なければいけないことは説明していないと答えた。高校生のアルバイト収入も届出が必要であり、収入が増えたり減ったり臨時で収入があった際は必ず処分庁に届け出するよう口頭及び文書にて指導してきており、年に2回お知らせや、不正受給防止のしおりを送付しているにも拘わらず、不正就労になるのは、請求人が長男と二男に届け出る義務をきちんと説明していないためであり、既に高校生である長男には保護を受給していることも説明しなければならないと厳しく指導する。更に、長男とは不仲であり、家で話をする機会があまりなく、請求人が就労に気づくのが遅れたとのことであるが、平成23年の夏頃に長男が働いていたということを知りながら、処分庁に報告していなかったことは、世帯主である請求人の責任でもある旨話す。

請求人に対して、今回の聴聞で聞いた内容も含め、ケース診断会議を開催し、その結果を文書で報告する旨を伝えた。

ス 平成24年1月24日に請求人に対する処分の可否についてケース診断会議を開催。その結果、請求人世帯は長男の1度目の不正受給が判明し、その後収入があった場合は報告するよう指導していたにも拘わらず、それを怠り2度目の不正就労をおこなったことは悪質であり、局第11-4・問(第11の1)答3(2)に該当するので、基準通りに保護廃止は妥当であるとの結論に至る。

セ ケース診断会議の結果、保護の処分(平成24年2月1日付保護の廃止)について、法第62条第3項の規定に基づき請求人に通知を行った。

ソ 審査請求書の「処分庁には収入があった事を電話で報告したにもかかわらず前担当との引きつぎ時に報告不足なのか。」であるが、請求人から、長男がアルバイトをして収入があったとの報告はケース記録には無く、また提出された収入申告書にも

一切記載はされておらず、さらに得た収入はすでに費消していることから、不正受給である。また、「2度目のアルバイトは現担当へ報告した」とあり、引越会社である株式会社■■■■■■■■■■のアルバイトのことを指しているとは思われるが、当該会社に勤めていたのは平成23年4月23日から5月22日までであり、現担当者が長男の当該会社で就労していることを初めて聞いたのは平成23年12月8日である。これについても、収入申告書への記載は無く、得た収入はすでに費消していることから、不正受給である。

(6) 弁明書と同時に提出のあった請求人が処分庁に対し提出した平成23年3月から5月までの収入申告書には、働いて得た収入がある者の項目に、働いている者の氏名、総収入額、就労日数等の記入欄があるが、それらには何も記載されておらず、空白となっていること。また、提出年月日は記入されておらず、処分庁の受付印も不鮮明で、受付年月日が確認できないこと。

(7) 弁明書と同時に提出のあった平成24年1月12日付けの株式会社■■■■■■■■■■の長男に関する雇用期間証明書及び給与明細等の回答には、雇用期間が平成23年4月23日から同年5月22日まで、その間の4月分及び5月分の給与が支払われている旨の記載があること。

(8) 平成24年3月12日付けで、請求人が審査庁に提出した反論書には、以下の趣旨の記載があること。

ア 上記(5)のア及びイについては、これを認めない。請求人は平成23年9月6日以前に前担当者に長男の就労についての報告をしており、処分庁に調査で就労が発覚し、申告をしていなかった事を認めたとあるのは事実と反する。

イ 上記(5)のスについても、これを認めない。2度目の報告を

怠ったとあるが、請求人は就労の事実を知った時点で報告をしており、何をもって悪質とするのか理解できない。

ウ 上記(5)のソに対しては、前担当者には就労の事実は報告をしており、収入報告書の記載が無いのは長男がどうしても収入金額を教えてくれず、記載できないと連絡したにもかかわらず保護廃止の決定をしたのは不当である。

エ 請求人は長男の就労が発覚した時点で正直に2度とも報告をしており、対応をその都度相談し、初回、発覚時の費用徴収にも応じている。ただ、長男との不仲により請求人が直接収入の明細の聞き取りをする事ができず、収入申告書の記載ができなかった事が今回の処分につながるとすれば非常に厳しすぎる処分と考える。

2 判 断

- (1) 法第4条は、生活保護制度の基本原理の一つである「保護の充足性」について規定し、その第1項において、「保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われる。」と定め、法第5条では、「この法律の解釈及び運用は、すべてこの原理に基いてされなければならない。」と定めている。
- (2) 法第61条は、届出の義務について規定し、「被保護者は、収入、支出その他生計の状況について変動があったとき(中略)は、すみやかに、保護の実施機関又は福祉事務所長にその旨を届けなければならない。」と定めており、その届け出については、書面に限る趣旨ではなく口頭でもよいと解されている。
- (3) また、法第27条第1項には、「保護の実施機関は、被保護者

に対して、生活の維持、向上その他保護の目的達成に必要な指導又は指示をすることができる。」と定めており、さらに、法第62条1項には、被保護者は、保護の実施機関が、「第27条の規定により、被保護者に対し、必要な指導又は指示をしたときは、これに従わなければならない。」と定め、同条3項には、保護の実施機関は、被保護者が、その「義務に違反したときは、保護の変更、停止又は廃止をすることができる。」と定めている。

なお、この場合には、同条第4項により、保護の実施機関は、「保護の変更、停止又は廃止の処分をする場合には、当該被保護者に対して弁明の機会を与えなければならない。」と規定されている。

(4) 「生活保護法による保護の実施要領の取扱いについて」(昭和38年4月1日社保第34号厚生省社会局保護課長通知)問(第11の1)書面による法第27条の規定による指導指示に従わない場合の取扱いの答において、「法第78条により費用徴収の対象となるべき事実について以後改めるよう指導指示したにもかかわらず、これに従わなかったとき。」は保護を廃止することと定められている。

(5) 本件についてみると、前記第2の1の(2)ないし(5)の認定事実のとおり、課税調査によって長男が就労により収入を得ていたことが判明したが、その収入事実について未報告であったため、処分庁は請求人に対し、法第78条による費用徴収を行うとともに上記(2)の法第61条による届出義務を遵守することを内容とした本件指導指示を行ったものの、請求人が本件指導指示に従わなかったため、弁明の機会を与えたうえで、本件廃止決定を行ったものと認められる。

(6) 前記第2の1の(5)の認定事実のとおり、処分庁は、請求人世帯は長男の1度目の不正受給が判明し、その後収入があった

場合は報告するよう指導していたにも拘わらず、それを怠り2度目の不正就労をおこなったことは悪質であり、前記(4)に該当するので、基準通りに保護廃止は妥当であるとの結論に至った旨主張する。ここで処分庁が主張する2度目の不正就労とは、前記第2の1の(8)の認定事実のとおり、長男が平成23年4月及び5月に株式会社[]から就労収入を得ていたが、請求人はこれを処分庁に届け出なかったことを示すと推測されるが、前記第2の1の(5)のクの認定事実のとおり、そもそも、請求人は、長男の就労について、処分庁に対し、電話で報告していたことが認められるのであり、前記(2)のとおり、法61条に基づく届け出については、口頭でもよいことから、請求人が行った当該報告は同法に基づく届け出に該当するものであり、不正就労とはいえず、処分庁の主張は認められない。

- (7) 処分庁は、長男が株式会社[]に勤めていたのは平成23年4月23日から5月22日までであり、この就労について初めて聞いたのは同年12月8日であり、また、これについても、収入申告書への記載は無く、得た収入はすでに費消していることから、不正受給である旨主張する。確かに、前記(2)のとおり、届出は、すみやかに行わなければならないものとされており、請求人の届出は遅滞していることは否定できないし、また、前記第2の1の(6)の認定事実のとおり、就労についての収入申告書への記載が無いことが認められるが、前記第2の1の(5)のシの認定事実のとおり、請求人は、請求人は長男と不仲であり、家であまり話をする機会がないため、長男の就労に気づくのが遅れ、収入があった際は処分庁に届け出なければいけないことを長男に説明できていない旨弁明していること、また、前記第2の1の(6)の認定事実のとおり、収入申告書の提出年月日は記入されておらず、処分庁の受付印も不鮮明で、受付年月日が確認できず、これを証拠書類として採用することは困難であるが、前記第2の1の(8)のウの認定事実のとおり、収入報告書の記載が無いの

は長男がどうしても収入金額を教えてくれず、記載できないと請求人が反論していること、を考慮すれば、これらには一定の理由があるということができ、仮に、処分庁が主張するように不正受給であるとしても、本件においては、少なくともそれをもって廃止決定を行う理由にはなりがたく、処分庁の主張を認めることは困難である。

(8) したがって、本件廃止決定については、その判断に瑕疵があったといわざるをえず、取消しを免れないと判断する。

以上の理由により、行政不服審査法第40条第3項の規定を適用して主文のとおり裁決する。

平成24年5月29日

審査庁 大阪府知事 松井 一郎

